

地域母子保健福祉情報紙 No.268

公益社団法人 母子保健推進会議

親子保健

お や こ ほ け ん

定款第 1 章第 3 条 目的（抜粋）
国及び地方自治体
関係諸団体と連携協力して
母子保健の重要性を啓発し
母性の健康を守り たかめ
心身ともに健全な児童の
出生と育成に寄与してまいります

法医との連携で子どもを虐待から守る／母国語の母子健康手帳を外国人妊婦へ



母子健康手帳の多言語化について討議する委員の方々

本会議では、厚生労働省2019年度子ども・子育て支援推進調査研究事業として下記2事業について9月25日に採択を受け、それぞれ先駆的に行っている医師等専門職、自治体の方々から成る委員会を設置し、調査研究ならびに制作を進めているところである。

1. 児童虐待対応における法医学との連携強化に関する研究

『児童虐待防止対策の抜本強化について』（H31年3月19日・児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議）において、「児童相談所の体制整備と併せて、小児科医、精神科医、法医学者など事実上即した専門性を有する医療関

係者との連携体制の強化を図る」とされた。子どもの怪我が、事故か虐待か判断が難しい場合があるが、法医学者は受傷状況等から評価を行い（生体検証）、子どもの一時保護等に必要意見書を作成することができる。

本研究では、全国の児童相談所、要対協、大学医学部の法医学教室、歯科法医学教室に調査票を送り、自治体（児童相談所）との連携の現状、法医学が行っている生体検証の現状等について調査を行い、併せて、先駆的に連携している大学と児童相談所に対してヒアリング調査を行った。その結果、児童相談所と法医学が連携して虐待対応を行っているケースは多いとは言えず、法医学に対す

る理解度にも温度差があること等がわかった。ヒアリング先の法医学者が「虐待をなくすことは難しいかもしれないが、虐待死をなくすことはできる」と話されていた。本研究がその一端を担えるよう努めていく。

2. 母子健康手帳の多言語化および効果的な支援方法に関する調査研究

平成30年12月末の在留外国人は2,731,093人だが、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対策」（H30年12月25日・関係閣僚会議）が了承され、今後在留外国人の増加が予想されている。現在厚生労働省で様式を定めている母子健康手帳は日本語のみであるが、今般任意様式含め、10か国語（英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語・インドネシア語・ベトナム語・タイ語・タガログ語・ネパール語）の母子健康手帳とリーフレットを作成することとなった。作成にあたり、外国人妊産婦への支援の現状等を把握するために実施した調査からは、増加する外国人妊産婦が安心して出産、育児に臨めるよう、それぞれの国の文化や習慣を尊重しつつ、一人ひとり異なる状況に工夫して保健指導を行っている現状を垣間見ることができた。

上記2事業の調査結果は、まとめ次第本会議ホームページ、本紙上にて報告する。



今月のページ

法医との連携で子どもを虐待から守る／母国語の母子健康手帳を外国人妊婦へ	1
健やか親子全国大会及び併設母子保健関係者全国集会開く	2～3
紙上セミナー：8020の里づくり「発達障害と歯科」	4～5
こんにちは母子保健課です：令和2年度母子保健対策関係予算案の概要	6～7
児童虐待対応における法医学との連携強化に関する研究／編集帖	8